

湯夢メールお知らせ版(令和8年 10 月号)

発行者 西和賀商工会 令和8年 10 月7日発行

TEL 82-2270 FAX 82-2131

【 <https://www.shokokai.com/nishiwaga> 】

E-mail:nishiwaga@shokokai.com

◆金融相談会<一日公庫開催のご案内> 資金計画はお早めに！！

日本政策金融公庫盛岡支店の融資担当者が商工会へ出張し、皆様からのご相談を承ります。

【開催日時】 令和8年 11 月25日(水) 13時30分～16時30分

(①13時30分～ ②14時30分～ ③15時30分～)

※相談時間は、1事業者1時間です。

【開催場所】 西和賀複合型商工会館「湯夢プラザ」2階研修室

【融資制度の内容】 マル経融資(限度2,000万円、利率3.05%、返済期限:運転・設備10年以内)

※融資には条件があります。(基準金利:令和8年10月1日現在)

【申込方法】 商工会に電話(Tel 82-2270)にて、11月20日(金)までお申し込みください。

※賃上げ貸付利率特例制度(賃上げ特例)のマル経への適用により、貸付日から2年間利率が0.5%引き下げられますので、ぜひご活用ください。

◆創業・事業承継個別相談会の開催について

西和賀町と連携し創業や事業承継の無料相談会を開催します。

「事業計画書の作成」「記帳や税務申告の仕方」など創業を目指す人や今後の事業の相談を受けます。

【対象者】 ①町内で創業を検討している人。②町内に事業所を有し事業承継を検討している人。

【相談内容】 創業などに関する計画の立て方や資金調達(補助金ほか)の方法。各種届出など。

【開催日時】 令和8年 10月20日(火) ①午前9時～午前10時30分 ②午前10時30分～正午

③午後1時30分～午後3時 ④午後3時～午後4時30分

【相談会場】 西和賀複合型商工会館「湯夢プラザ」2階研修室

【お申込み期限】 令和8年 10月14日(水) ※相談内容などを含む個人情報は厳守します。

【その他】 日程が合わない場合は、お気軽にご相談ください。

【お申込み・問い合わせ】 西和賀町観光商工課(保健センター) TEL0197-82-3290

◆青色申告特別控除の見直しについて

令和8年度税制改正により、令和9年分確定申告以降、青色申告されている個人事業主等の方の青色申告特別控除の見直しが行われます。

令和9年分以降の確定申告で青色申告特別控除(75万円または65万円)を適用するためには、e-Taxの利用や複式簿記による記帳などが必要となることから、適用を検討中で対応がお済みでない場合は、お早めの準備をお願いします。

● 主な改正内容／

- ・複式簿記による青色申告特別控除(75万円または65万円)の適用は、e-Taxが要件となります。
- ・簡易簿記による青色申告特別控除(10万円)の適用は、前々年の収入が1,000万円以下の人などに限定されます。

● リーフレット／①【令和9年分確定申告から適用】優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存により75万円の青色申告特別控除を適用しましょう！

②簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ 令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、10万円控除要件が変わります！

③事業所得や不動産所得等のある人には帳簿の記帳・保存義務があります！

※ QRコードからリーフレットを確認してください

● 問い合わせ先／お近くの税務署へお問い合わせください(受付時間午前9時～午後3時 ※令和8年10月1日より税務署の受付時間が変更となります。)

● 各リーフレットのQRコード／

①



②



③

